⑵　検察官が既に把握している受領した銀行口座（五十音順）

銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載、括弧内は旧支店名及び口座番号

尼崎信用金庫小園支店	木原田静美	467532
川口信用金庫戸田支店	寺門　公司	1149718
京都銀行京都駅前支店	中村　佳弘	3391727
埼玉りそな銀行上福岡支店	矢部　雅朗	5011763
静岡銀行御殿場西支店	春日　洋一	0214363
ジャパンネット銀行すずめ支店	春日　　洋	1842980
ジャパンネット銀行すずめ支店	春日　洋一	1955021
スルガ銀行御殿場駅支店	春日　洋一	3487788
西武信用金庫鷺宮支店	入場　絵理	1144885
セブン銀行パンジー支店	山田　真純	1816268
ソニー銀行本店営業部	近藤　敏弘	6087736
千葉銀行五香支店	山敷　麻美	3330326
沼津信用金庫御殿場営業部	春日　洋一	1293169
北洋銀行北郷支店	山崎　英宣	0731389
北洋銀行北二十四条支店	関谷　研二	4081250
北洋銀行白石本郷支店	関谷　速人	0712785
北洋銀行新琴似支店	横江　秀昌	0675303
北洋銀行新琴似支店	グレイス三國絵里奈	3172524（四番通支店　3009171）
北洋銀行七重浜支店	岡山たいこ	0080475
北海道銀行北見支店	井上　辰治	0914679
北海道銀行北見支店	佐藤　一雄	1041819
北海道銀行豊平支店	山崎　英宣	0748107
北海道銀行元町支店	橋本　博美	0902963
みずほ銀行神戸支店	渋田　和也	1618904
みずほ銀行五香支店	川田　雅夫	1729996
みずほ銀行札幌支店	岡山　　悟	1633352
みずほ銀行ひばりが丘支店	井上　直行	2174777
みずほ銀行三島支店	春日　洋一	1943622
みずほ銀行三島支店	春日　　洋	1944904
三井住友銀行銀座支店	佐藤　　透	7580036
三菱東京ＵＦＪ銀行池袋支店	春日　　洋	8064815
三菱東京ＵＦＪ銀行針中野支店	鈴木　利雄	0113550
三菱東京ＵＦＪ銀行本店第一出張所	矢部　雅朗	0108201
三菱東京ＵＦＪ銀行三島支店	春日　洋一	3116284
三菱東京ＵＦＪ銀行横浜駅前支店	山田　　泰	0226409
みなと銀行青木支店	池田　一郎	1708197
武蔵野銀行大井支店	矢部　雅朗	1062789
武蔵野銀行武里支店	大野　義友	0118029
ゆうちょ銀行	本村　大地	10070―46603611
ゆうちょ銀行	橋本　博美	10540―12772871
ゆうちょ銀行	山田　　泰	10540―77350521
ゆうちょ銀行	春日　　洋	12310―39817301
ゆうちょ銀行	春日　洋一	12340―34326051
ゆうちょ銀行	田中　　博	12370―20873471
ゆうちょ銀行	関谷　研二	19010―3605811
ゆうちょ銀行	関谷　速人	19020―53951181
ゆうちょ銀行	畠山　律子	19030―33611801
ゆうちょ銀行	小山内美緒	19280―4928191
ゆうちょ銀行	井上　　稔	19930―8041211
ゆうちょ銀行	太田　勝仁	19940―1809191
楽天銀行テクノ支店	春日　洋一	1892271
楽天銀行マーチ支店	飯田　藍子	3611203
りそな銀行麻布支店	早川　将未	1668967

⑶　主な犯行態様

不正に入手した名簿に記載されている被害者に、実在するインターネットサイト運営会社（前記４の⑴のア記載）の従業員を装って電話をかけ、偽名（前記４の⑴のイ記載）を名乗った上で主に次のようなうそを言い、指定する銀行口座（前記４の⑵記載）に現金を振り込ませてだまし取る。

ア　当社サイトに登録したのと同時に、別の有料サイトに繋がって利用料金が発生してしまったので、当社に料金を振り込めば、相手の有料サイトに料金を支払い、振り込まれたお金はすぐにお返しします。

イ　当社サイトからログアウトしていないので、ずっと接続状態になっていて接続料金が発生しています。料金が振り込まれ確認が取れたら切断し、お金を全額返金します。

ウ　情報が流れて繋がった有料サイトの利用料金を全部払わないと、これまで振り込んでもらった利用料金は、全額返金できない。法律で決められたことなので、もう１度振り込んでください。

エ　登録した際に、自動的に他社の有料サイトにも登録されていることが分かりました。そのほかに副回線であるチャットにも自動接続されていて、接続料金が発生しています。そのうち何回線かを精算してくれれば、残りは当社でなんとかしますので、料金を振り込んでください。

オ　当社で対応すると言っていたサイトが駄目になりました。精算されないと、返金の手続きもできないので、精算してください。

５　開始決定の時における給付資金の額　金745万7,469円

６　支給申請期間　平成30年２月16日から平成30年４月16日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　札幌地方裁判所

⑵　裁判年月日　①②③④平成28年11月16日

⑶　確定年月日　②③平成28年11月22日　①④平成28年12月１日

⑷　被告人の氏名又は名称　①照井　　元　②植松　大輔　③塚本　英正　④巻渕　幸治

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、インターネットサイトの利用者から支払い義務のない接続料金等の詐取金を受領するに当たり、平成25年２月25日から平成27年10月14日までの間、493回にわたり、合計１億167万5,281円を、被告人らが管理する北海道小樽市入船５丁目３番１号株式会社ゆうちょ銀行小樽貯金事務センターに開設された畠山律子名義の普通貯金口座等53口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反